

第5回 公社債投資信託

追加型投信 国内 債券

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年4月22日)

この目論見書により行なう第5回 公社債投資信託の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月4日に関東財務局長に提出しており、2025年4月20日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	7
第1【ファンドの状況】	7
1【ファンドの性格】	7
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	21
4【手数料等及び税金】	24
5【運用状況】	27
第2【管理及び運営】	33
1【申込（販売）手続等】	33
2【換金（解約）手続等】	34
3【資産管理等の概要】	35
4【受益者の権利等】	38
第3【ファンドの経理状況】	39
1【財務諸表】	42
【中間財務諸表】	48
2【ファンドの現況】	53
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	54
第三部【委託会社等の情報】	55
第1【委託会社等の概況】	55
1【委託会社等の概況】	55
2【事業の内容及び営業の概況】	57
3【委託会社等の経理状況】	58
4【利害関係人との取引制限】	108
5【その他】	108
約款	109

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

第5回 公社債投資信託

(以下「ファンド」といいます。なお、「第5回 公社債投信」、「第5回 野村の公社債投資信託」、「第5回 野村の公社債投信」または「5回 野村の公社債投信」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

申込約定日(ファンドの決算日)の基準価額とします。

追加設定は、年1回の決算日を申込約定日とし、その翌営業日に行ないます。今回申込分の申込約定日は2025年5月19日です。

なお、販売会社が定める時間までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを今回申込分とします。

※ファンドの決算日は原則5月19日とします(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日とします。)

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

購入時には申込手数料はありません。

なお、換金時に手数料がかかりますので、詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (2)換金(解約)手数料」をご参照ください。

(6) 【申込単位】

①一般コース : 1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口=1 円)

②自動けいぞく投資コース : 5,000 円以上 1 円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には 1 口単位とします。

(7) 【申込期間】

2025 年 4 月 22 日から 2025 年 5 月 19 日までとなります。

※ファンドは年 1 回、申込期間 (原則として毎年、設定月の前月の 20 日から設定月の 19 日までの約 1 ヶ月間程度) を設けて募集を行ないます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所 (以下「販売会社」といいます。) については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、原則として、申込期間の最終日 (追加設定日の前営業日) までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日とは異なる期日までに申込代金をお支払いいただく場合があります。特に、一般コースでの取得申込の場合、販売会社によっては、申込約定日 (決算日) から起算して 4 営業日目までに申込代金をお支払いいただくこととなる場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」 (または「委託会社」といいます。) の指定する口座を経由して、「受託者」 (または「受託会社」といいます。) の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

③財形貯蓄制度*の取扱い

販売会社によっては、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が別途、当該販売会社との間で「勤労者財産形成貯蓄約款」、「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがって契約をむすぶことにより、「財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」または「財形住宅貯蓄」向けにファンドを利用することができます。ただし、当該投資家が勤務する勤務先の会社が財形貯蓄制度*商品としてファンドを導入している場合に限ります。

この場合、投資家は勤務先の会社・団体を通じて当該販売会社にファンドを申込み(勤務先の給与天引きによる積立てとなります。)するものとします。原則として1,000円以上から申込みできます。詳しくは販売会社もしくは勤務先の会社・団体にお問い合わせください。

※財形貯蓄制度とは、「勤労者財産形成促進法」に基づいて行なわれる勤労者を対象とした貯蓄です。この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄(以下「財形貯蓄」といいます。)、勤労者財産形成住宅貯蓄(以下「財形住宅貯蓄」といいます。))および勤労者財産形成年金貯蓄(以下「財形年金貯蓄」といいます。))の制度(以下「財形貯蓄制度」といいます。))が設けられています。

なお、財形貯蓄制度をご利用の方がファンドを払戻し(ご換金)される場合には、販売会社所定の方法により、「解約請求制」によるご換金となります。この場合の解約の価額は、当該販売会社が受理した日の基準価額とします。なお、解約代金は当該販売会社で受理した後、原則として4営業日後に投資者があらかじめ指定した銀行等の口座へ振り込まれます。

※税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

④振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

円建ての公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮します。

また、各前期末までに金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に各期の目標分配額を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。

■信託金の限度額■

信託金の限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(第5回 公社債投資信託)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	あり (フルヘッジ)
一般	年 2 回	日本	
大型株			
中小型株	年 4 回		
債券	年 6 回 (隔月)	北米	
一般		欧州	
公債	年 12 回 (毎月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券	日々	中南米	
クレジット属性 ()	その他 ()	アフリカ	
不動産投信		中近東 (中東)	
その他資産 ()		エマージング	
資産複合 ()			なし
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

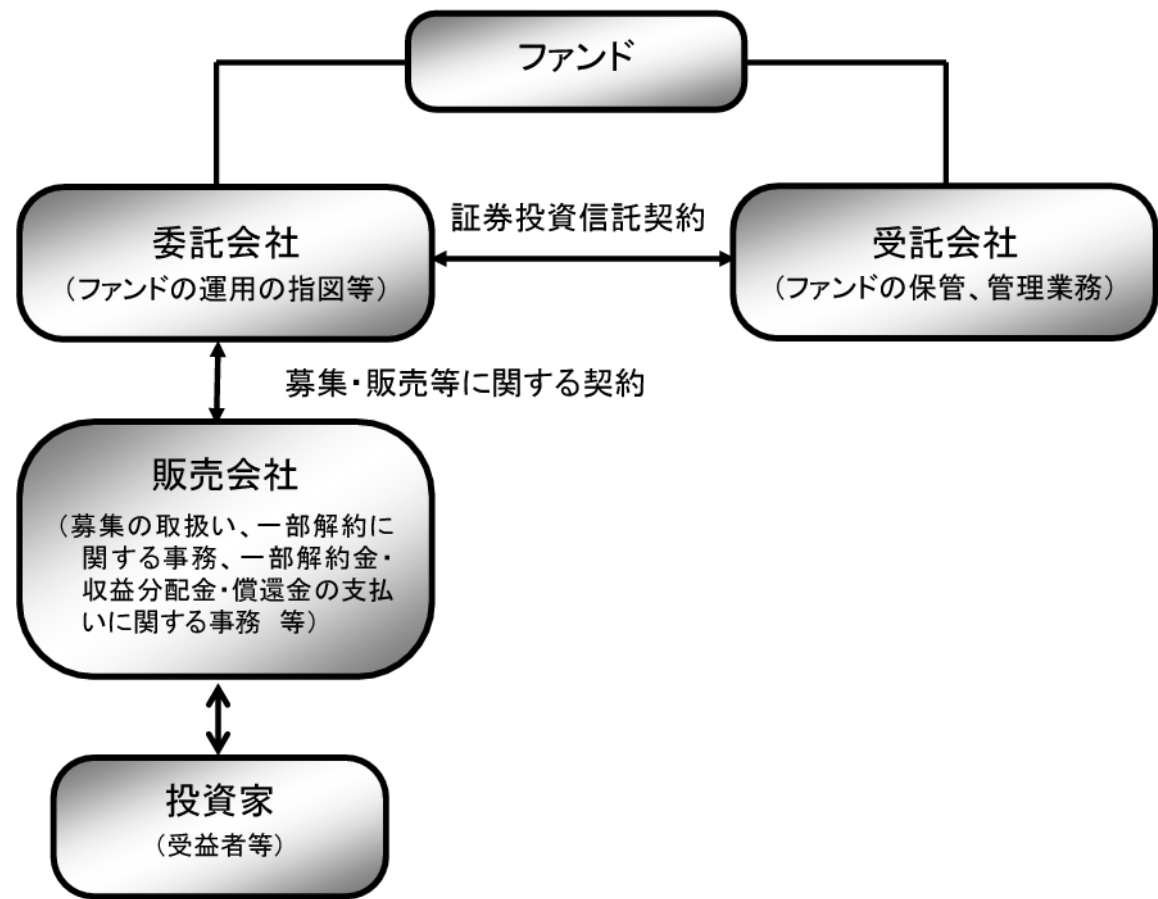
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

1961 年 5 月 24 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	第 5 回 公社債投資信託
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	株式会社りそな銀行 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)

■ 委託会社の概況 (2025 年 2 月末現在) ■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額
17,180 百万円
- ・ 会社の沿革
 - 1959 年 12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
 - 1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 - 2000 年 11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 投資する公社債の決定

公社債への投資にあたっては、金利動向分析、市況動向分析、クレジット分析(発行体の信用状況等の分析)等に基づき、また、ファンドの資金動向、各期の目標分配額等を勘案し、投資を行なう公社債の種別、銘柄、年限(残存期間)等を決定することを基本とします。

2. 期中の投資環境の変化に対するポートフォリオの調整

期中、投資環境の変化に対応するために、投資銘柄の見直し、デュレーションの変更等、ポートフォリオの調整を行なう場合は、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、各期の目標分配額の実現を目指して行なうことを基本とします。

3. 投資を行なう公社債の格付

投資を行なう公社債の格付は、取得時において、BBB 格相当以上の格付(投資適格格付)を有しているか、格付のない場合は同等の格付を有すると判断されるものに限りします。

上記の格付制限等については、投資環境の変化等に応じて弾力的に見直す場合があります。

4. 外貨建資産の為替ヘッジ

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

円建ての公社債(国債、政府保証債、地方債、金融債、事業債等)を主要投資対象とします。

- ◆ 国債 : 国が発行する債券です。
- ◆ 政府保証債 : 国債以外で国が元利金の支払いを保証している債券をいいます(公社・公団・公庫等が発行する債券のうち国の保証付きの債券)。
- ◆ 地方債 : 都道府県、政令指定都市などの地方自治体が発行する債券です。
- ◆ 金融債 : 商工・農林・信金系の中央金庫等の金融機関が発行する債券です。
- ◆ 事業債 : 株式会社などの事業会社等が発行する債券です。上記金融債と区別して一般に事業債と呼ばれます。

※上記以外の円建ての公社債も主要投資対象に含まれます。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

①有価証券の指図範囲(約款第 19 条第 1 項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除く。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債※に限ります。)
 ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいう。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託証券(公社債投資信託証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託証券の性質を有するものを含む。以下同じ。)
9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資法人及び投資法人に関する法律施行規則 13 条第 2 号イ (3) に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
14. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 1 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」という。

②金融商品の指図範囲(約款第 19 条第 2 項)

委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2) 投資対象①有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引※

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた

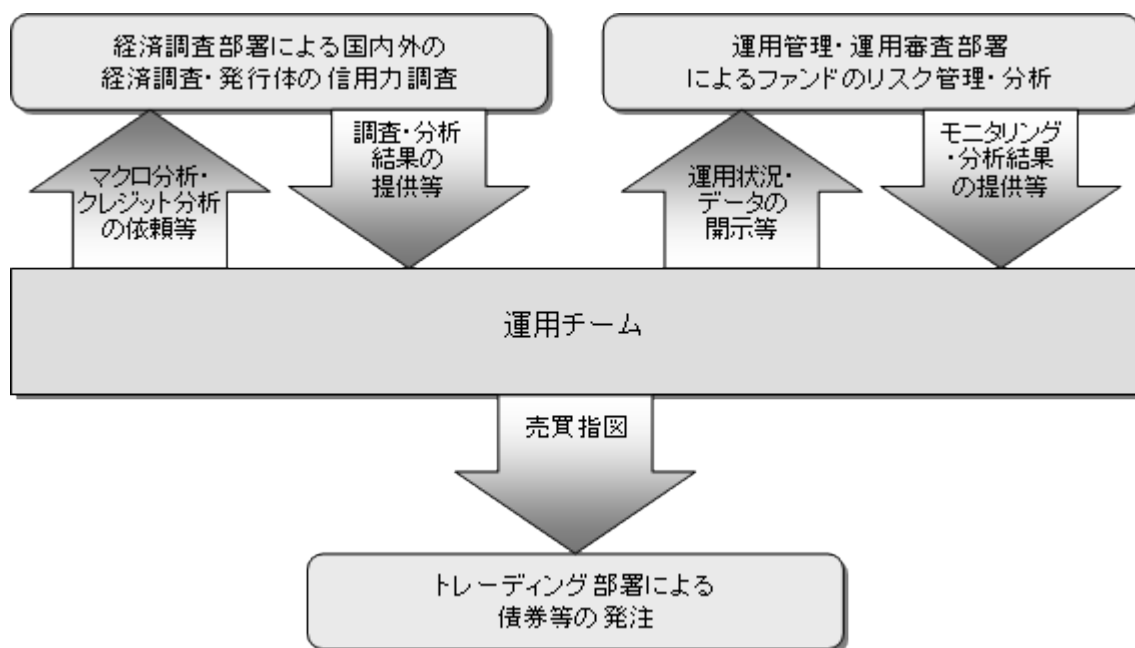
額の金銭の授受を約する取引をいいます。

4. 為替先渡取引※

※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

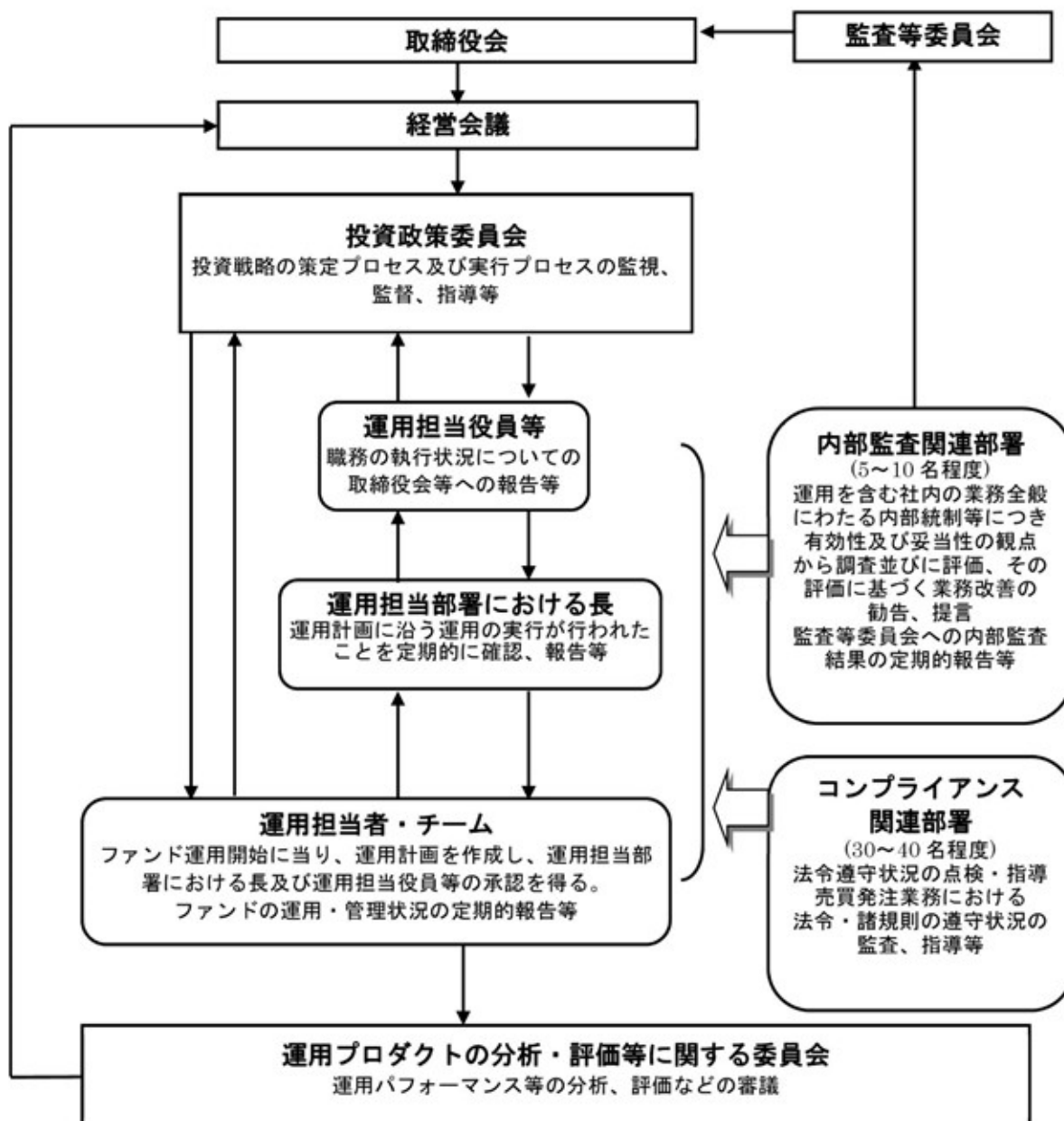
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として、純資産総額が元本の額(1万口あたり1万円とします。)を超過する額の全額を分配金に充当します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行ないません。

なお、決算日の分配前の基準価額と1万口あたりの分配金の関係は以下の通りです。

- ・決算日の分配前の基準価額が1万円を上回っている場合 → 原則、1万円超過分を全額分配。
- ・決算日の分配前の基準価額が1万円を下回っている場合 → 分配を行ないません。

◆ファンドの決算日

原則として **5月19日** (休業日の場合は翌営業日) を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

《分配金に関する留意点》

- ◆委託者は、各前期末までに金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に各期の目標分配額を定め、各期中においてその実現を目指して運用を行なうことを基本としますが、各期末において目標分配額水準の分配が実現されることを保証するものではありません。
- ◆ファンドの分配金額は前記「分配方針」に基づき決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。
- ◆各期毎の目標分配額は、あくまでも委託者の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何にかかわらず、ファンドの利回りは期中および各期末時の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

◆目標分配額

第 65 期(2025 年 5 月 20 日から 2026 年 5 月 19 日まで)

－目標分配額－

1 万口当り 45 円程度

2025 年 3 月 28 日現在の金利水準※、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に委託者が設定した当期の 1 万口当りの目標分配額は、45 円程度です。

※代表的な 1 年の円短期金利の指標である 1 年国債金利の水準は 0.63%程度（2025 年 3 月現在）です。

(注)委託者は当期中において上記の当期目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本としますが、当期末において目標分配額水準の分配が実現されることを保証するものではありません。

当期の分配金額は分配方針に基づき、委託者が当期末に決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

当期の目標分配額は、委託者が定めた時点の市場金利（政策金利、円短期金利、公社債利回り等）やファンドが投資する公社債等の価格に大きな変動がないことを前提としており、市場環境の変化によって実際の分配金額は目標分配額に対して上下します。

<実際の分配金額が目標分配額に対して上下する主な要因>

(1) 金利変動リスク

①金利変動による再投資リスク

公社債の償還金等をファンドが再投資する際に、市場金利（政策金利、円短期金利や公社債利回り等）が低下していた場合は、再投資によるインカム収入低下により、実際の分配金額が目標分配額に対して下回る要因となり、市場金利が上昇していた場合は、再投資によるインカム収入増加により、上回る要因となります。

②金利変動による公社債等の価格変動リスク

市場金利（政策金利、円短期金利や公社債利回り等）が上昇し、保有する公社債等の価格が下落すると実際の分配金額が目標分配額に対して下回る要因になり、市場金利が低下し、保有する公社債等の価格が上昇すると、上回る要因になります。

(2) 信用リスク

保有する公社債等の信用力の低下により価格が下落した場合、実際の分配金額が目標分配額に対して下回る要因となり、信用力が上昇し、価格が上昇した場合は、上回る要因となります。

※実際の分配金額が目標分配額に対して上下する要因は上記に限定されるものではありません。

当期の目標分配額は、あくまでも委託者の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中および期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

(5) 【投資制限】

①外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)運用制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)運用制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2 運用方法 (3)運用制限)

④先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第19条の3)

(i)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付け代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取

引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」という。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象②金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第19条の5)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥金利先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第19条の6)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が上記時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令お

よび一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(v) 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第 19 条の 7)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が上記時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(v) 委託者は、為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 19 条の 4)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑨公社債の借入れ(約款第 19 条の 8)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第 20 条の 3)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約の指図(約款第 20 条の 4)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑫資金の借入れ(約款第 21 条の 2)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)運用制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【債券価格変動リスク】

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

【為替変動リスク】

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において

市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

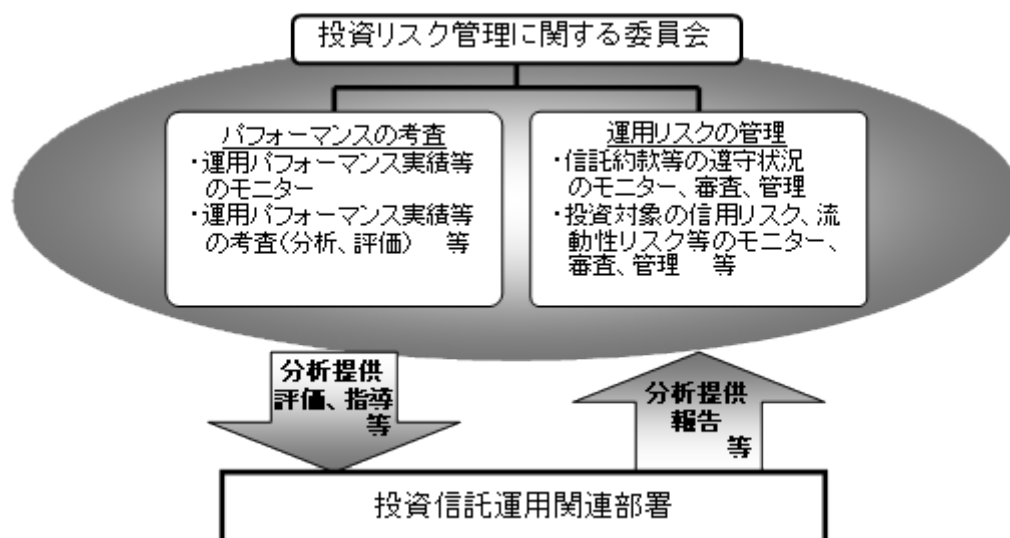
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



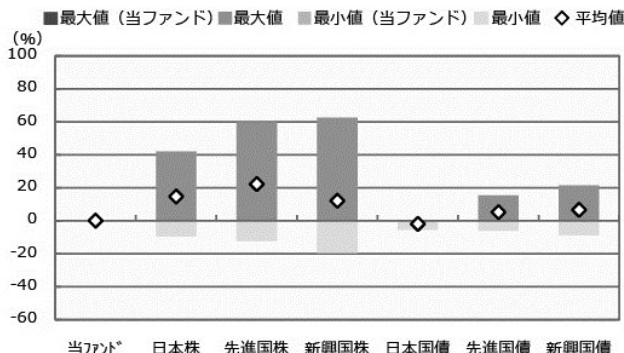
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2020年3月末～2025年2月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国債
最大値 (%)	0.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 0.0	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	0.0	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPSC、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入時には申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時(受益権の一部解約時または買取時)に換金時手数料を販売会社にお支払いいただきます。

換金時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、換金時に頂戴するものです。

なお、受益権を取得した時期により、換金時手数料は次の通りとなります。

ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき(販売会社が委託者に申し出た場合に限ります。)は、換金時手数料を徴収しないことができます。

受益権を取得した時期	換金時手数料
1962 年 4 月 20 日以前の取得分	1 万口あたり 27.5 円(税抜 25 円)
1962 年 4 月 21 日以降 2001 年 3 月 21 日以前の取得分	1 万口あたり 110 円(税抜 100 円)
2001 年 3 月 22 日以降 2002 年 3 月 20 日以前の取得分	1 万口あたり 27.5 円(税抜 25 円)
2002 年 3 月 21 日以降 2016 年 3 月 22 日以前の取得分	1 万口あたり 2.2 円(税抜 2 円) ^(注)
2016 年 3 月 23 日以降の取得分	1 万口あたり 2.2 円(税抜 2 円)以内で販売会社が独自に定める額 ^(注) とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは換金時手数料を記載した書面をご覧ください。

(注) 2002 年 3 月 21 日以降の取得分につきましては、1 万口あたり 110 円(税抜 100 円)以内としております。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の元本に年 0.75%以内の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、年 0.75%以内の率(2025 年 4 月 4 日現在、年 0.006%)ですが、2025 年 5 月 20 日以降適用される信託報酬の率は、金利水準および目標分配額の水準等を勘案し、年 0.09%とします。ただし、各計算期間に適用する信託報酬率は、年 0.75%の率を上限とする範囲内で金利水準および目標分配額の水準等を勘案して見直す場合があります。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率が年 0.09%の場合の分配については次の通りとします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.0216%	年 0.0621% ^(注)	年 0.0063%

(注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

*税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

≪支払先の役務の内容≫

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税を選択することもできます。

<換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に対する課税>

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

なお、財形貯蓄制度(「財形住宅貯蓄」または「財形年金貯蓄」に限ります)商品としてファンドをご利用の場合には、合わせて元金(分配金再投資による買付け分を含む)550万円までは所得税および地方税はかかりません。ただし、住宅の取得等もしくは年金の受け取りの目的以外で受益者が払戻しされる場合には、当該受益者が解約した時からさかのぼって過去5年間に支払われた当該受益者にかかる分配金に対して20.315%が追徴課税されます。

少額貯蓄非課税制度(マル優制度)をご利用の場合には、お一人元金350万円(既にご利用の場合は、その金額を差し引いた額)までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

◆法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金、ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は法人税額から控除されます。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆追加型公社債投資信託は、原則として元本超過額の全額を每期分配します。追加信託は元本(もしくはそれ未満の価額)でしか行なわれないことから分配金は、すべて課税扱いとなります。また、分配金を受け取った場合においても、個別元本の変動はありません(分配金を再投資した場合を除きます。)

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*上記は2025年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

*税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.00	0.00	0.00

(2023年5月20日～2024年5月20日)

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は 2025 年 2 月 28 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,799,322,221	12.12
特殊債券	日本	4,901,654,719	33.01
社債券	日本	818,069,489	5.51
	イギリス	2,000,000,000	13.47
	小計	2,818,069,489	18.98
コマーシャルペーパー	日本	4,495,299,995	30.28
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	831,178,406	5.59
合計（純資産総額）		14,845,524,830	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJニコス	1,000,000,000	—	999,412,127	—	999,412,127	—	—	6.73
2	日本	コマーシャルペーパー	NTTTCリース	1,000,000,000	—	999,063,344	—	999,063,344	—	—	6.72
3	日本	コマーシャルペーパー	JA三井リース	1,000,000,000	—	998,940,849	—	998,940,849	—	—	6.72
4	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJ証券H	1,000,000,000	—	998,603,869	—	998,603,869	—	—	6.72
5	日本	特殊債券	阪神高速道路 第24回	800,000,000	99.99	799,963,960	99.99	799,963,960	0.04	2025/3/19	5.38
6	日本	特殊債券	商工債券 利付 第838回い号	600,000,000	99.98	599,935,817	99.98	599,935,817	0.05	2025/3/27	4.04
7	日本	特殊債券	地方公共団体金 融機構債券 F 145回	500,000,000	100.05	500,256,624	100.05	500,256,624	1.059	2025/3/19	3.36
8	日本	コマーシャルペーパー	クレディセゾン	500,000,000	—	499,279,806	—	499,279,806	—	—	3.36
9	イギリス	社債券	SUMITOMO MITSU FINAN CE AND LE	400,000,000	100.00	400,000,000	100.00	400,000,000	0.2	2025/4/15	2.69
10	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 財投機 関債第42回	300,000,000	100.11	300,359,538	100.11	300,359,538	2.22	2025/3/21	2.02
11	日本	社債券	電源開発 第1 1回社債間限定 同順位特約付	300,000,000	100.09	300,293,034	100.09	300,293,034	2.05	2025/3/19	2.02
12	日本	特殊債券	商工債券 利付 (10年)第1	300,000,000	100.02	300,063,060	100.02	300,063,060	0.51	2025/3/19	2.02

			3回								
13	日本	地方債証券	東京都 公募第741回	300,000,000	100.01	300,045,600	100.01	300,045,600	0.435	2025/3/19	2.02
14	日本	特殊債券	日本政策金融公庫社債 第89回財投機関債	300,000,000	100.00	300,009,673	100.00	300,009,673	0.03	2025/3/12	2.02
15	イギリス	社債券	SUMITOMO MITSUBISHI FINANCE AND LE	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.44	2025/12/4	2.02
16	イギリス	社債券	MITSUBISHI HC CAPITAL INC	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.55	2026/1/22	2.02
17	日本	地方債証券	神奈川県 公募第218回	300,000,000	99.72	299,172,196	99.72	299,172,196	0.195	2025/12/19	2.01
18	日本	特殊債券	公営企業債券(20年) 第13回財投機関債	200,000,000	100.55	201,116,084	100.55	201,116,084	2.16	2025/6/20	1.35
19	日本	地方債証券	京都市 公募平成27年度第5回	202,100,000	99.49	201,073,885	99.49	201,073,885	0.205	2026/2/25	1.35
20	日本	特殊債券	住宅金融支援機構債券 財投機関債第42回	200,000,000	100.09	200,185,522	100.09	200,185,522	1.94	2025/3/19	1.34
21	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第256回	200,000,000	100.08	200,178,388	100.08	200,178,388	0.425	2025/9/30	1.34
22	日本	特殊債券	都市再生債券 財投機関債第112回	200,000,000	100.07	200,152,656	100.07	200,152,656	0.53	2025/9/19	1.34
23	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 政府保証第28回	200,000,000	100.01	200,024,428	100.01	200,024,428	0.45	2025/3/13	1.34
24	イギリス	社債券	MITSUBISHI HC CAPITAL INC	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.21	2025/7/17	1.34
25	イギリス	社債券	MITSUBISHI HC CAPITAL INC	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.55	2026/1/29	1.34
26	日本	特殊債券	日本政策投資銀行社債 財投機関債第120回	200,000,000	99.99	199,991,546	99.99	199,991,546	0.005	2025/3/19	1.34
27	日本	地方債証券	広島市 公募平成27年度第2回	200,000,000	99.96	199,925,745	99.96	199,925,745	0.464	2025/12/25	1.34
28	日本	特殊債券	住宅金融支援機構債券 財投機関債第172回	200,000,000	99.94	199,885,800	99.94	199,885,800	0.501	2025/11/20	1.34
29	日本	社債券	九州電力 第514回	200,000,000	99.53	199,075,725	99.53	199,075,725	0.41	2026/2/25	1.34
30	日本	地方債証券	東京都 公募(20年)第6回	100,000,000	100.10	100,102,814	100.10	100,102,814	2	2025/3/19	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	12.12
特殊債券	33.01
社債券	18.98

コマーシャルペーパー	30.28
合 計	94.40

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第54計算期間 (2015年5月19日)	38,276	38,305	1.0000	1.0008
第55計算期間 (2016年5月19日)	33,768	33,785	1.0000	1.0005
第56計算期間 (2017年5月19日)	27,418	27,421	1.0000	1.0001
第57計算期間 (2018年5月21日)	24,740	24,740	0.9999	0.9999
第58計算期間 (2019年5月20日)	22,782	22,782	0.9998	0.9998
第59計算期間 (2020年5月19日)	20,974	20,974	0.9997	0.9997
第60計算期間 (2021年5月19日)	19,749	19,749	0.9996	0.9996
第61計算期間 (2022年5月19日)	18,362	18,362	0.9996	0.9996
第62計算期間 (2023年5月19日)	17,042	17,042	0.9996	0.9996
第63計算期間 (2024年5月20日)	15,493	15,493	0.9998	0.9998
2024年2月末日	16,152	—	0.9997	—
3月末日	15,866	—	0.9997	—
4月末日	15,621	—	0.9997	—
5月末日	16,033	—	0.9998	—
6月末日	15,932	—	0.9999	—
7月末日	15,794	—	1.0001	—
8月末日	15,680	—	1.0002	—
9月末日	15,536	—	1.0003	—
10月末日	15,400	—	1.0005	—
11月末日	15,264	—	1.0007	—
12月末日	15,138	—	1.0009	—
2025年1月末日	15,036	—	1.0012	—
2月末日	14,845	—	1.0014	—

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第54計算期間	2014年5月20日～2015年5月19日	0.0007660円
第55計算期間	2015年5月20日～2016年5月19日	0.0005020円
第56計算期間	2016年5月20日～2017年5月19日	0.0001110円
第57計算期間	2017年5月20日～2018年5月21日	0.0000000円
第58計算期間	2018年5月22日～2019年5月20日	0.0000000円
第59計算期間	2019年5月21日～2020年5月19日	0.0000000円
第60計算期間	2020年5月20日～2021年5月19日	0.0000000円
第61計算期間	2021年5月20日～2022年5月19日	0.0000000円
第62計算期間	2022年5月20日～2023年5月19日	0.0000000円
第63計算期間	2023年5月20日～2024年5月20日	0.0000000円

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第54計算期間	2014年5月20日～2015年5月19日	0.1%
第55計算期間	2015年5月20日～2016年5月19日	0.1%
第56計算期間	2016年5月20日～2017年5月19日	0.0%
第57計算期間	2017年5月20日～2018年5月21日	△0.0%
第58計算期間	2018年5月22日～2019年5月20日	△0.0%
第59計算期間	2019年5月21日～2020年5月19日	△0.0%
第60計算期間	2020年5月20日～2021年5月19日	△0.0%
第61計算期間	2021年5月20日～2022年5月19日	0.0%
第62計算期間	2022年5月20日～2023年5月19日	0.0%
第63計算期間	2023年5月20日～2024年5月20日	0.0%
第64期（中間期）	2024年5月21日～2024年11月20日	0.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第54計算期間	2014年5月20日～2015年5月19日	2,033,209,953	4,588,212,454	38,275,995,248
第55計算期間	2015年5月20日～2016年5月19日	1,981,540,535	6,488,621,407	33,768,914,376
第56計算期間	2016年5月20日～2017年5月19日	1,815,274,283	8,165,640,255	27,418,548,404
第57計算期間	2017年5月20日～2018年5月21日	1,436,232,155	4,111,027,360	24,743,753,199
第58計算期間	2018年5月22日～2019年5月20日	1,262,535,755	3,219,589,424	22,786,699,530
第59計算期間	2019年5月21日～2020年5月19日	1,151,081,214	2,956,408,918	20,981,371,826
第60計算期間	2020年5月20日～2021年5月19日	1,050,342,864	2,275,479,943	19,756,234,747
第61計算期間	2021年5月20日～2022年5月19日	945,540,640	2,331,616,877	18,370,158,510
第62計算期間	2022年5月20日～2023年5月19日	812,410,563	2,133,016,766	17,049,552,307

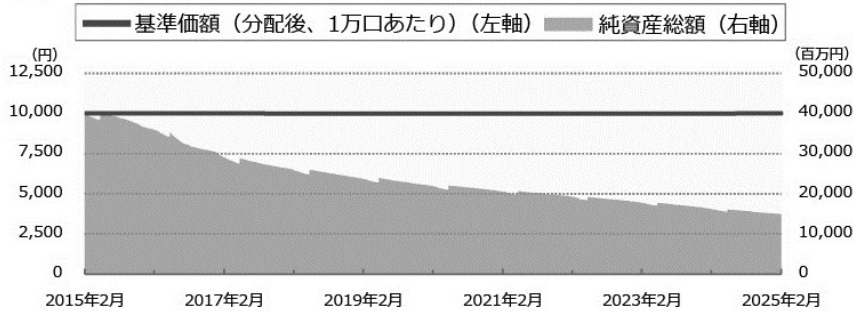
第 63 計算期間	2023 年 5 月 20 日～2024 年 5 月 20 日	717, 412, 759	2, 269, 916, 163	15, 497, 048, 903
第 64 期（中間期）	2024 年 5 月 21 日～2024 年 11 月 20 日	616, 315, 284	819, 249, 609	15, 294, 114, 578

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

年月	分配額 (円)
2024年5月	0.00
2023年5月	0.00
2022年5月	0.00
2021年5月	0.00
2020年5月	0.00
設定来累計	25,775.66

主要な資産の状況

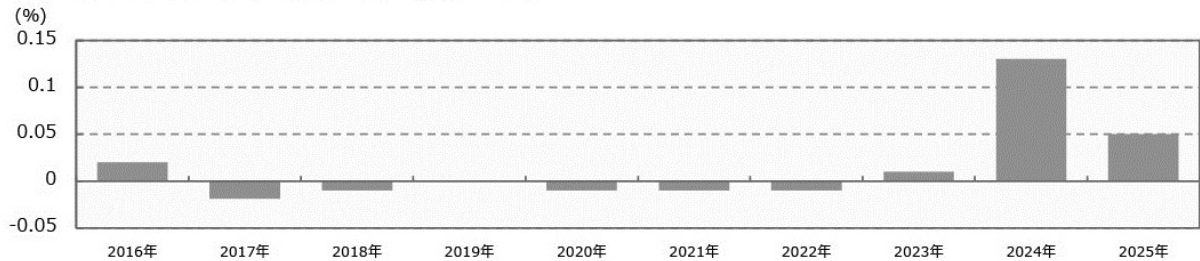
銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	三菱UFJニコス	コマーシャルペーパー	6.7
2	NTTCTリース	コマーシャルペーパー	6.7
3	J A三井リース	コマーシャルペーパー	6.7
4	三菱UFJ証券H	コマーシャルペーパー	6.7
5	阪神高速道路 第24回	特殊債券	5.4
6	商工債券 利付第838回い号	特殊債券	4.0
7	地方公共団体金融機構債券 F145回	特殊債券	3.4
8	クレディセゾン	コマーシャルペーパー	3.4
9	SUMITOMO MITSUI FINANCE AND LE	社債券	2.7
10	日本高速道路保有・債務返済機構承継財投機関債第42回	特殊債券	2.0

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
地方債証券	12.1
特殊債券	33.0
社債券	19.0
コマーシャルペーパー	30.3

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

なお、販売会社が定める時間までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを今回申込分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」（収益の分配時に分配金を受け取るコース）と「自動けいぞく投資コース」（分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、分配金の受取方法により、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）、「自動けいぞく投資コース」の場合は5,000円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、申込取扱場所によっては、当該販売会社との間で締結した自動けいぞく投資契約に基づき、別途、1円単位から申込みができる場合があります。なお、分配金の受取方法は途中で変更することはできません。ただし、申込取扱場所によっては、当該販売会社が別に定める方法により、分配金の受取方法を途中で変更できる場合があります。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、申込約定日（ファンドの決算日）の基準価額とします。追加設定は、年1回の決算日を申込約定日とし、その翌営業日に行ないます。

投資者は、原則として、申込期間の最終日（追加設定日の前営業日）までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日とは異なる期日までに申込代金をお支払いいただく場合があります。特に、一般コースでの取得申込の場合、販売会社によっては、申込約定日（決算日）から起算して4営業日目までに申込代金をお支払いいただくこととなる場合があります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社等は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

(a) 信託の一部解約（解約請求制）

「一般コース」を選択した受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、1円単位または1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付けについては、販売会社が定める時間までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※解約請求のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額となります。

<換金手数料>

換金時(受益権の一部解約時または買取時)に換金時手数料を販売会社にお支払いいただきます。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けした一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

なお、財形貯蓄制度をご利用の方がファンドを払戻し(ご換金)される場合には、販売会社所定の方法により、「解約請求制」によるご換金となります。この場合の解約の価額は、当該販売会社が受理した日の基準価額とします。なお、解約代金は当該販売会社で受理した後、原則として4営業日後に投資者があらかじめ指定した銀行等の口座へ振り込まれます。

(b) 受益権の買取（買取請求制）

販売会社は、受益者の請求があるときは、1万口単位、1口単位または1円単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益権については1円単位または1口単位)をもってその受益権を買取ります。

買取請求の受付けについては、販売会社が定める時間までに、買取請求のお申込みが行われかつ、その買取請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※買取請求のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の買取価額は、買取申込みの受付日の基準価額となります。

<換金手数料>

換金時(受益権の一部解約時または買取時)に換金時手数料を販売会社にお支払いいただきます。

買取代金は、原則として買取申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額から当該買取りに関

して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額、換金時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を差し引いた価額とします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※ ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(ご参考)アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

・取得価額・・・購入(取得)時の価格のことです。

・残存期間・・・債券の取得日から償還日までの日数のことです。

※上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼーションは法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって行ないます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(1961年5月24日設定)。

(4)【計算期間】

原則として毎年5月20日から翌年5月19日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中においてこの信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ii)上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii)上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(v)上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を

他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

(i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii)委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii)上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」

(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【ファンドの経理状況】

第5回 公社債投資信託

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第63期計算期間(2023年5月20日から2024年5月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年7月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第5回 公社債投資信託の2023年5月20日から2024年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第5回 公社債投資信託の2024年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【第5回 公社債投資信託】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第62期 (2023年5月19日現在)	第63期 (2024年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,233,956,944	1,087,207,520
地方債証券	888,300,818	1,404,008,333
特殊債券	6,222,560,977	4,914,375,966
社債券	4,709,543,728	4,104,773,803
コマーシャル・ペーパー	3,999,894,512	3,999,358,934
未収利息	15,298,846	12,035,386
前払費用	780,142	2,108,444
流動資産合計	17,070,335,967	15,523,868,386
資産合計	17,070,335,967	15,523,868,386
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,560,258	29,747,488
未払受託者報酬	18,271	16,820
未払委託者報酬	182,572	168,011
未払利息	1,344	-
その他未払費用	1,857	1,718
流動負債合計	27,764,302	29,934,037
負債合計	27,764,302	29,934,037
純資産の部		
元本等		
元本	17,049,552,307	15,497,048,903
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△6,980,642	△3,114,554
元本等合計	17,042,571,665	15,493,934,349
純資産合計	17,042,571,665	15,493,934,349
負債純資産合計	17,070,335,967	15,523,868,386

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第62期 自 2022年5月20日 至 2023年5月19日	第63期 自 2023年5月20日 至 2024年5月20日
営業収益		
受取利息	56,325,714	55,385,934

有価証券売買等損益	△55,156,720	△51,223,421
営業収益合計	1,168,994	4,162,513
営業費用		
支払利息	493,475	453,440
受託者報酬	18,271	16,820
委託者報酬	182,572	168,011
その他費用	186,336	168,059
営業費用合計	880,654	806,330
営業利益又は営業損失（△）	288,340	3,356,183
経常利益又は経常損失（△）	288,340	3,356,183
当期純利益又は当期純損失（△）	288,340	3,356,183
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,872,661	△6,980,642
剰余金増加額又は欠損金減少額	928,649	796,874
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	928,649	796,874
剰余金減少額又は欠損金増加額	324,970	286,969
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	324,970	286,969
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,980,642	△3,114,554

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年５月20日から2024年５月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第62期 2023年５月19日現在	第63期 2024年５月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 17,049,552,307口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 15,497,048,903口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,980,642円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,114,554円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9996円 (10,000口当たり純資産額) (9,996円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9998円 (10,000口当たり純資産額) (9,998円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 62 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2023 年 5 月 19 日	第 63 期 自 2023 年 5 月 20 日 至 2024 年 5 月 20 日
1. 分配金の計算過程 計算期間における純資産額の元本超過額 0 円を分配対象収益として、0 円を分配金額としております。 2. その他費用 その他費用のうち 178,539 円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。	1. 分配金の計算過程 計算期間における純資産額の元本超過額 0 円を分配対象収益として、0 円を分配金額としております。 2. その他費用 その他費用のうち 160,401 円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 62 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2023 年 5 月 19 日	第 63 期 自 2023 年 5 月 20 日 至 2024 年 5 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 62 期 2023 年 5 月 19 日現在	第 63 期 2024 年 5 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コマーシャル・ペーパー (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 62 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2023 年 5 月 19 日	第 63 期 自 2023 年 5 月 20 日 至 2024 年 5 月 20 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)
1 元本の移動

第 62 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2023 年 5 月 19 日	第 63 期 自 2023 年 5 月 20 日 至 2024 年 5 月 20 日
期首元本額 18,370,158,510 円	期首元本額 17,049,552,307 円
期中追加設定元本額 812,410,563 円	期中追加設定元本額 717,412,759 円
期中一部解約元本額 2,133,016,766 円	期中一部解約元本額 2,269,916,163 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 62 期 自 2022 年 5 月 20 日 至 2023 年 5 月 19 日	第 63 期 自 2023 年 5 月 20 日 至 2024 年 5 月 20 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
地方債証券	0	0
特殊債券	10,000	0
社債券	0	0
コマーシャル・ペーパー	0	0
合計	10,000	0

3 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
(1) 株式(2024 年 5 月 20 日現在)
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 5 月 20 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	東京都 公募第 7 3 9 回	200,000,000	200,252,016	
		東京都 公募 (2 0 年) 第 6 回	100,000,000	101,534,458	
		北海道 公募平成 2 6 年度第 1 3 回	100,000,000	100,227,540	
		宮城県 公募第 3 0 回 2 号	100,000,000	100,198,385	
		神奈川県 公募第 2 1 2 回	100,000,000	100,224,856	
		大阪府 公募第 3 9 2 回	100,000,000	100,198,320	
		京都府 公募平成 2 6 年度第 7 回	200,000,000	200,349,392	
		兵庫県 公募 (1 2 年) 第 1 回	100,000,000	100,110,238	
		兵庫県 公募 (1 2 年) 第 2 回	100,000,000	100,600,736	

	小計	大阪市 公募平成26年度第5回	100,000,000	100,193,900	
		札幌市 公募平成26年度第6回	100,000,000	100,161,988	
		仙台市 公募令和元年度第3回	100,000,000	99,956,504	
		銘柄数：12	1,400,000,000	1,404,008,333	
		組入時価比率：9.1%		9.7%	
	合計			1,404,008,333	
特殊債券	日本円	日本政策投資銀行社債 財投機関債第144回	200,000,000	199,956,191	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第128回	300,000,000	300,176,940	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第130回	200,000,000	200,107,840	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第134回	100,000,000	100,051,390	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第139回	100,000,000	100,145,279	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第231回	200,000,000	200,505,456	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第42回	300,000,000	305,098,362	
		地方公共団体金融機構債券 F107回	100,000,000	101,028,302	
		地方公共団体金融機構債券 F145回	400,000,000	402,972,924	
		地方公共団体金融機構債券 第67回	100,000,000	100,252,600	
		阪神高速道路 第24回	700,000,000	699,232,028	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第42回	200,000,000	202,924,134	
		商工債券 利付第830回い号	100,000,000	100,015,880	
		しんきん中金債券 利付第359回	200,000,000	199,958,332	
		商工債券 利付（3年）第260回	100,000,000	99,961,172	
		商工債券 利付（10年）第11回	100,000,000	100,168,866	
		商工債券 利付（10年）第13回	300,000,000	300,599,820	
		東日本高速道路 第92回	200,000,000	200,007,026	
		中日本高速道路 第78回	100,000,000	100,001,361	
		西日本高速道路 第25回	400,000,000	400,947,912	
		西日本高速道路 第51回	100,000,000	99,983,609	
		西日本高速道路 第70回	100,000,000	100,004,141	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第65回	100,000,000	100,025,089	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第68回	200,000,000	200,251,312	

	小計	銘柄数：24 組入時価比率：31.7%	4,900,000,000	4,914,375,966 34.1%	
	合計			4,914,375,966	
社債券	日本円	SUMITOMO MITSUI FINANCE AND LE	300,000,000	300,000,000	
		MITSUBISHI HC CA PITAL INC	200,000,000	200,000,000	
		SUMITOMO MITSUI FINANCE AND LE	100,000,000	100,000,000	
		MITSUBISHI HC CA PITAL INC	100,000,000	100,000,000	
		SUMITOMO MITSUI FINANCE AND LE	100,000,000	100,000,000	
		MITSUBISHI HC CA PITAL INC	100,000,000	100,000,000	
		MITSUBISHI HC CA PITAL INC	100,000,000	100,000,000	
		MITSUBISHI HC CA PITAL INC	400,000,000	400,000,000	
		MITSUBISHI HC CA PITAL INC	200,000,000	200,000,000	
		SUMITOMO MITSUI FINANCE AND LE	400,000,000	400,000,000	
		NTTファイナンス 第20回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,913,928	
		三井住友海上火災保険 第6回社債 間限定同順位特約付	400,000,000	400,007,844	
		東北電力 第509回	700,000,000	700,065,524	
		九州電力 第427回	100,000,000	100,018,400	
		九州電力 第482回	100,000,000	99,998,539	
		北海道電力 第321回	100,000,000	100,393,075	
		北海道電力 第345回	100,000,000	100,026,206	
		電源開発 第11回社債間限定同順 位特約付	300,000,000	304,260,798	
		東京瓦斯 第26回社債間限定同順 位特約付	200,000,000	200,089,489	
	小計	銘柄数：19 組入時価比率：26.5%	4,100,000,000	4,104,773,803 28.5%	
	合計			4,104,773,803	
コマーシャル・ ペーパー	日本円	三菱UFJ証券H	1,000,000,000	999,969,691	
		NTTTCリース	1,000,000,000	999,580,215	
		クレディセゾン	500,000,000	499,943,302	
		クレディセゾン	500,000,000	499,869,639	
		日本証券金融	1,000,000,000	999,996,087	

	小計	銘柄数：5 組入時価比率：25.8%	4,000,000,000	3,999,358,934 27.7%	
	合計			3,999,358,934	
合計				14,422,517,036	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【中間財務諸表】

第5回 公社債投資信託

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期中間計算期間(2024年5月21日から2024年11月20日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年1月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第5回 公社債投資信託の2024年5月21日から2024年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、第5回 公社債投資信託の2024年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年5月21日から2024年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【第5回 公社債投資信託】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 63 期 (2024 年 5 月 20 日現在)	第 64 期中間計算期間末 (2024 年 11 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,087,207,520	1,478,397,228
地方債証券	1,404,008,333	1,501,822,861
特殊債券	4,914,375,966	5,607,594,436
社債券	4,104,773,803	2,321,497,989
コマーシャル・ペーパー	3,999,358,934	4,998,785,248
未収利息	12,035,386	11,040,313
前払費用	2,108,444	1,293,817
流動資産合計	15,523,868,386	15,920,431,892
資産合計	15,523,868,386	15,920,431,892
負債の部		
流動負債		
未払金	-	599,720,225
未払解約金	29,747,488	16,479,534
未払受託者報酬	16,820	31,669
未払委託者報酬	168,011	443,302
その他未払費用	1,718	87,011
流動負債合計	29,934,037	616,761,741
負債合計	29,934,037	616,761,741
純資産の部		
元本等		
元本	15,497,048,903	15,294,114,578
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△3,114,554	9,555,573
元本等合計	15,493,934,349	15,303,670,151
純資産合計	15,493,934,349	15,303,670,151
負債純資産合計	15,523,868,386	15,920,431,892

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 63 期中間計算期間 自 2023 年 5 月 20 日 至 2023 年 11 月 19 日	第 64 期中間計算期間 自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
営業収益		
受取利息	28,762,246	32,058,104
有価証券売買等損益	△27,768,000	△18,499,016
営業収益合計	994,246	13,559,088
営業費用		
支払利息	379,045	-

受託者報酬	8, 610	31, 669
委託者報酬	86, 055	443, 302
その他費用	91, 982	154, 888
営業費用合計	565, 692	629, 859
営業利益又は営業損失（△）	428, 554	12, 929, 229
経常利益又は経常損失（△）	428, 554	12, 929, 229
中間純利益又は中間純損失（△）	428, 554	12, 929, 229
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6, 980, 642	△3, 114, 554
剰余金増加額又は欠損金減少額	371, 050	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	371, 050	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	286, 969	259, 102
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	135, 836
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	286, 969	123, 266
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△6, 468, 007	9, 555, 573

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024 年 5 月 21 日から 2024 年 11 月 20 日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第 63 期 2024 年 5 月 20 日現在	第 64 期中間計算期間末 2024 年 11 月 20 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 15, 497, 048, 903 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 15, 294, 114, 578 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 3, 114, 554 円	
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 9998 円 (10, 000 口当たり純資産額) (9, 998 円)	2. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 0006 円 (10, 000 口当たり純資産額) (10, 006 円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第 63 期	第 64 期中間計算期間末
--------	---------------

2024 年 5 月 20 日現在	2024 年 11 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コマーシャル・ペーパー （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コマーシャル・ペーパー （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第 63 期 自 2023 年 5 月 20 日 至 2024 年 5 月 20 日	第 64 期中間計算期間 自 2024 年 5 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
期首元本額 17,049,552,307 円	期首元本額 15,497,048,903 円
期中追加設定元本額 717,412,759 円	期中追加設定元本額 616,315,284 円
期中一部解約元本額 2,269,916,163 円	期中一部解約元本額 819,249,609 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025 年 2 月 28 日現在	
I 資産総額	15,894,389,557円
II 負債総額	1,048,864,727円
III 純資産総額（I－II）	14,845,524,830円
IV 発行済口数	14,824,799,974口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0014円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

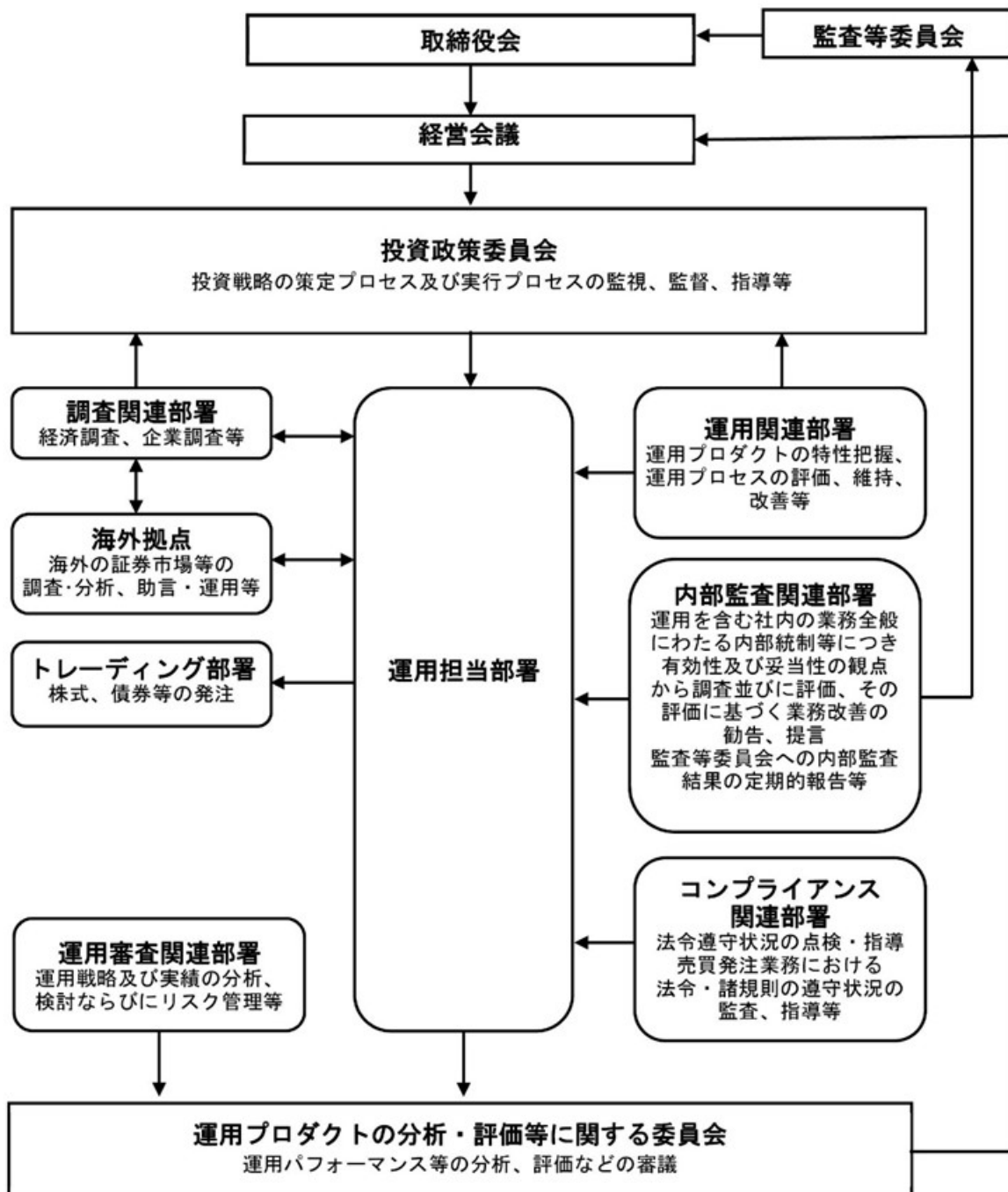
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 1 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	56,447,791
単位型株式投資信託	155	648,674
追加型公社債投資信託	14	6,841,002
単位型公社債投資信託	416	736,947
合計	1,500	64,674,413

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原	尚
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永	真太郎
--------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
(負債の部)						
流動負債	※ 1					
関係会社短期借入金			-		13,700	
預り金			124		123	
未払金			17,378		11,404	
未払収益分配金		0		1		
未払償還金		57		39		
未払手数料		8,409		10,312		
関係会社未払金		8,911		1,052		
未払費用			9,682		12,507	
未払法人税等			1,024		8,095	
未払消費税等			500		1,590	
前受収益			22		15	
賞与引当金			3,635		4,543	
その他			46		24	
流動負債計				32,414		52,005
固定負債						
退職給付引当金				2,940		2,759
時効後支払損引当金				595		602
資産除去債務				1,123		1,123
固定負債計				4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490	
(純資産の部)						
株主資本			87,419		59,820	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		
利益剰余金			56,509		28,910	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		55,823		28,225		
別途積立金		24,606		-		
繰越利益剰余金		31,217		28,225		
評価・換算差額等			229		327	
その他有価証券評価差額金			229		327	
純資産合計			87,648		60,147	
負債・純資産合計			124,722		116,638	

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※ 2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 4,830 円

基準日 2022 年 3 月 31 日

効力発生日 2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 55,782 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 10,830 円

基準日 2023 年 3 月 31 日

効力発生日 2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	17,016 円 74 銭	1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭
1株当たり当期純利益	5,060 円 34 銭	1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円		損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円	
普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円		普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産	※ 1	
有形固定資産		761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※ 2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※ 1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※ 2	6,924
営業外費用	※ 3	285
経常利益		28,282
特別利益	※ 4	23
特別損失	※ 5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書
 当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金 準備金	利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、						

7. 収益及び費用の計上基準	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注 1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)

1. 売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬 (注)	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	10,222 円 13 銭
1 株当たり中間純利益	4,021 円 58 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	20,713 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(第 5 回 公社債投資信託)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 19 条の 2 に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。
また、各前期末までに金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に各期の目標分配額を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 本邦通貨表示の公社債を組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 19 条の 3 の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 19 条の 5 の範囲で行ないます。

④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎年 1 回（原則として追加設定月の 19 日。当該日が休業日のときは翌営業日。）決算を行ない、原則として、純資産総額が元本の額（1 万口あたり 1 万円とします。以下同じ。）を超過する額の全額を収益分配金に充当します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行ないません。

追加型証券投資信託
第 5 回 公社債投資信託
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とする。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 第 1 項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 89 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受ける。

(追加信託金の限度額)

第 3 条 委託者は受託者と合意の上 1 兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとする。

② 委託者は受託者との合意のうえ、前項の限度額を変更することができる。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、契約の日から第 37 条より第 39 条まで又は第 42 条第 2 項の規定による信託終了の日又は解約の日までとする。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 5 条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定するものとする。

(受益権の総口数)

第 6 条 委託者は第 2 条による受益権を 89 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割する。

(追加信託の時期、価額及び口数、基準価額の計算方法)

第 7 条 追加信託は第 30 条に規定する計算期間終了の翌日これを行うものとし、追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② <削除>

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条の 8 に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下

「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはない。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第32条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の募集単位及び価額)

第11条 委託者は、5,000口以上1口単位をもって第6条の規定により分割される受益権を募集するものとする。なお、この場合においては、第32条第4項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込および委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金または一部解約金をもってするこの信託にかかる受益権の取得申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得申込に応ずることができる。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第32条第4項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口単位をもって、当該受益権の取得申込に応ずるものとする。

② 販売会社は、1万口単位をもって第6条の規定により分割される受益権の募集の取扱いをするものとする。但し、別に定める自動けいぞく投資約款、勤労者財産形成貯蓄約款、勤労者財産形成年金貯蓄約款または勤労者財産形成住宅貯蓄約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」という。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍の受益権の募集の取扱いをすることができるものとする。

③ 前2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第32条の2の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の募集に係る受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額によるものとする。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができる。

第12条 <削除>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法

の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 <削除>

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除く。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託証券（公社債投資信託証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」という。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第19条の2 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第19条の3 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができる。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」という。）の時価総額の範囲内とする。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とする。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプシ

ョン取引を次の範囲で行うことの指図をすることができる。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」という。））、預金その他の資産をいう。以下同じ。）の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とする。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができる。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」という。）の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」という。）の範囲内とする。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とする。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第19条の4 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 19 条の 5 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 19 条の 6 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとする。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではない。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとする。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部解約を指図するものとする。

④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとする。

(為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 19 条の 7 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとする。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではない。

③ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとする。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部解約を指図するものとする。

④ 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとする。

(公社債の借入れ)

第 19 条の 8 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の売却に関する指図)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

第 20 条の 2 <削除>

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条の 3 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがある。

(外国為替予約の指図)

第 20 条の 4 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができる。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 20 条の 5 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとする。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとする。

(保管業務の委任等)

第 20 条の 6 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これに委任することができるものとする。

(有価証券の保管)

第20条の7 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(再投資の指図)

第21条 委託者は、第20条の規定による売却代金のほか、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第21条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第22条 委託者の指図に基づく行為により、信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属するものとする。

(借替の場合における受託者の資金立替)

第23条 信託財産に属する有価証券に関し、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。この場合における立替金の決済及び利息については、委託者と協議のうえ、別にこれを定めるものとする。

(信託終了時における受託者の資金立替)

第24条 信託終了時までに金額の見積りうる未収入金があるときは、受託者はこれを立替え、信託財産に組み入れることができる。

(混蔵寄託)

第24条の2 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとし

す。

(一括登録)

第24条の3 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者のした立替金の利息（以下「諸経費」という。）は、受益者の負担とし、受託者において信託財産中から支弁する。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の総額)

第27条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本に年万分の75以内の率を乗じた額を、毎計算期末及び信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の分配方法は別に定めるものとする。

(収益の分配)

第28条 毎計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額を超過する額は、その全額を収益分配金として計上する。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

第29条 委託者は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上する。

② 委託者は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上する。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年5月20日から翌年5月19日までとすることを原則とします。但し、初年度の計算期間は、昭和36年5月24日から昭和37年5月19日までとする。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当

日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(収益分配金及び償還金などの支払方法、収益分配金及び償還金などの時効)

第32条 収益分配金は、毎計算期間終了後、10日以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。但し、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、平成19年1月4日以降においても、第5項に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 償還金は、信託終了日後2ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後2ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

③ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

④ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたも

のとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

⑤ 受益者が、収益分配金について第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき及び第37条乃至第39条及び第42条第2項に規定する信託終了又は信託契約解約による償還金については、第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとする。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第32条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金及び償還金などの支払場所)

第33条 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

② <削除>

③ <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了の翌日に、償還金については償還金の支払開始日までに、一部解約金については第32条第3項に規定する支払日にその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 前項の規定により、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第35条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1万口単位をもってその受益権を買取るものとし、その価額は、当該受益権の買取申出の日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額、第36条第3項に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額との合計額を控除した価額とする。

② 販売会社は、第1項の規定にかかわらず、別に定める契約にかかる受益権について受益者の請求があるときは、1口の整数倍の受益権を買取ることができる。

③ 受益者は、平成19年1月4日以降の前2項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる前2項の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことができる。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第1項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（前条の販売会社を含む。以下本条に於て同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に1万口単位をもって、解約の実行の請求をすることができる。但し、委託者の自らの募集にかかる受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権を除く。）、別に定める契約および第11条第1項但し書にかかる受益権又は販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍をもって解約の実行を請求することができる。

② 委託者は、前項の請求を受付けた場合は、信託の一部を解約する。この場合における解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とする。なお、前項の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 委託者および販売会社は、受益者が第1項の解約の実行を請求したときは、一部解約金から次の各号に掲げる区分に応じた手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとする。ただし、委託者または販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社の場合は、委託者に申し出た場合に限る。）は、これを徴収しないことができる。

1. 受益者が昭和37年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき25円
2. 受益者が昭和37年4月21日以降平成13年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき100円
3. 受益者が平成13年3月22日以降平成14年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき25円
4. 受益者が平成14年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合...1万口につき100円以内

④ 受益者は、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る第1項の請求をするときは委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた請求の受け付けを取消すことができる。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できるものとする。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(期中償還)

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたとき又は止むを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信

託を終了させることができる。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとする。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしないものとする。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとする。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁より、信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約するものとする。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがうものとする。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがある。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがある。

③ <削除>

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者との合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとする。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとする。

する旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付する。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

(反対者の買取請求権)

第41条の2 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができる。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第37条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記する。

(受託者の辞任および解任等に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(運用状況に係る情報の提供)

第42条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第43条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第44条 本約款の取扱上疑義を生じたときは、委託者及び受託者の協議によりこれを定めるものとする。

(付 則)

第1条 第29条第2項に規定する「個別元本」は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口あたり1万円）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 約款第19条の6に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第19条の7に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和 36 年 5 月 24 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
受託者 株式会社りそな銀行